

1 目的

ダイオキシン特措法および廃棄物処理法に基づくダイオキシン類の排出基準の遵守状況等の確認のため、廃棄物焼却炉等における排出ガスおよびばいじんの検査を実施するものです。

令和元年度は県内（大津市除く※）に設置されている廃棄物焼却炉等 110 施設のうち、排出ガスは 19 施設において検査を行いました。ばいじんは市町・一部事務組合が設置する一般廃棄物焼却処理施設の 9 施設において検査を行いました。

（※大津市に所在する施設については、大津市長が確認されます。）

2 検査結果（排出ガス）

検査結果は以下のとおりです。1 施設について基準超過がありました。

（1）廃棄物焼却炉等（廃棄物処理法許可等対象外施設）

	事業場名 (所在地)	検査日	排出ガス中の ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³ N)		判定
			検査結果	基準 値	
1	株式会社白畑建設 馬場資材置場 (草津市馬場町 462)	R1.11.29	0.23	5	適合
2	滋賀県動物保護管理センター (湖南市岩根 136-98)	R1.12.12	0.00047	10	適合
3	株式会社大紀アルミニウム工業所 (東近江市柴原南町字深谷 1592 - 27)	R1.9.20	0.10	1	適合
4	竹山建設(株)リサイクルセンター (愛知郡愛荘町愛知川 651-5)	R1.10.15	0.28	5	適合
5	湖北広域行政事務センター第1プラント (長浜市湖北町海老江 1049)	R1.11.27	0.025	5	適合

（2）廃棄物焼却炉（廃棄物処理法許可等対象施設）

	事業場名 (所在地)	検査日	排出ガス中の ダイオキシン類濃 度 (ng-TEQ/m ³ N)		判定
			検査結果	基準 値	
1	草津市立クリーンセンター（新2号炉） (草津市馬場町 1200-25)	R1.11.25	0.00000052	1	適合

2	栗東市環境センター（1号炉） （栗東市六地藏 31）	R1.11.20	0.0000027	5	適合
3	株式会社丸池 （野洲市大篠原 3449-2）	R1.12.5	0.11	10	適合
4	美心環境システム株式会社 （守山市立入町 477 外）	R2.1.31	32	10	不適合
5	甲賀広域行政組合衛生センター（1号炉） （甲賀市水口町水口 6677）	R1.10.18	1.1	5	適合
6	株式会社三峰環境サービス （湖南市三雲 36-2）	R1.10.1	0.19	10	適合
7	谷口興業株式会社 （甲賀市甲南町竜法師 1773 外）	R2.1.21	3.6	10	適合
8	（富田建設）富田康幸 （湖南市石部緑台二丁目 2190-4）	R1.10.2	0.64	10	適合
9	中部清掃組合 日野清掃センター（1号炉） （蒲生郡日野町北脇 1-1）	R1.8.28	0.0012	1	適合
10	中部清掃組合 日野清掃センター（2号炉） （蒲生郡日野町北脇 1-1）	R1.8.28	0.00050	1	適合
11	株式会社プロテック （近江八幡市安土町上出 992-21 の一部）	R1.10.9	1.3	10	適合
12	彦根市清掃センター（2号炉） （彦根市野瀬町 279-1）	R1.11.28	0.0045	5	適合
13	（丸中産業）中村鉄哉 （愛知郡愛荘町愛知川 789-8）	R1.9.24	0.60	5	適合
14	湖北広域事務センター クリスタルプラザ（1号炉） （長浜市八幡中山町 200）	R1.11.7	0.00012	5	適合

注1：(1)の表は、ダイオキシン特措法に基づく届出施設であり、廃棄物焼却炉（焼却能力 50kg/時以上または火床面積 0.5m² 以上）にあつては、廃棄物処理法に基づく許可もしくは届出に該当しない施設（(2)の表の条件に該当しない施設）。

(2)の表は、廃棄物処理法に基づく許可施設（焼却能力 200kg/時または火格子面積 2.0m² 以上の焼却炉等）、もしくは届出施設（市町等設置の一般廃棄物焼却施設）。また、廃棄物処理法に基づく施設許可対象未満の規模であるが、廃棄物処理法に基づく中間処理業（焼却）の用に供する廃棄物焼却施設。

注2：(1)および(2)の表に記載されている事業場名称および所在地は、公表日現在。

【参考】

排出ガスのダイオキシン類の排出基準 (単位：ng-TEQ/m³N ※)

	焼却能力	新設施設	既存施設	備考
廃棄物焼却炉	4t/h以上	0.1	1	新設施設とは平成9年12月1日(廃棄物処理法に基づく許可施設もしくは届出施設以外の施設は平成12年1月15日)以降の設置施設である。 既存施設とはこれらの日に現に設置されている施設である。
	2t/h以上 ～4t/h未満	1	5	
	2t/h未満	5	10	
アルミニウム溶解炉		1	5	新設施設とは平成12年1月15日以降設置の施設、既存施設とはこの日に現に設置されている施設である。

※ ng (ナノグラム) : 10億分の1グラムを意味する。

TEQ : 毒性等量と言い、ダイオキシン類の中で最も毒性の強いと言われている 2,3,7,8-TeCDD(2,3,7,8-四塩化ジベンゾ・パラジチン)の毒性を1.00とし、ダイオキシン類それぞれの毒性を2,3,7,8-TeCDDの毒性に換算して合計したもの。

m³N : Nはノルマルと読み、気体は温度や圧力によって体積が変化するため、0℃、1気圧に換算した状態の気体の体積を表している。

3 検査結果 (ばいじん処理物)

検査結果は以下のとおりです。1施設について基準超過がありました。

(1) 一般廃棄物焼却処理施設 (市町・一部事務組合が設置する施設)

	事業場名 (所在地)	検査日	ばいじん処理物の ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/g)	
			検査結果	処理基準値 (注1)
1	草津市立クリーンセンター (草津市馬場町 1200-25)	R1.11.25	0.26	3
2	栗東市環境センター (栗東市六地藏 31)	R1.11.20	0.45	
3	野洲クリーンセンター (野洲市大篠原 3335)	R1.11.19	0.38	
4	近江八幡市環境エネルギーセンター (近江八幡市竹町 1143)	R2.1.21	0.48	
5	中部清掃組合日野清掃センター (蒲生郡日野町北脇1-1)	R1.8.28	11	
		R1.10.1	0.60	
6	高島市環境センター (高島市今津町途中谷 236)	(休止)		

注1 : 基準値を超える場合は、特別管理一般廃棄物として取り扱う必要があります。

注2 : 表に記載されている事業場名称および所在地は、公表日現在。

(2) 一般廃棄物焼却処理施設（市町・一部事務組合が設置する施設）【旧炉】

※旧炉については注3により基準は適用されません。

	事業場名 (所在地)	検査日	ばいじん処理物の ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/g)	
			検査結果	—
1	守山市環境センター (守山市幸津川町 2845)	R2.1.17	1.6	基準値はありません
2	甲賀広域行政組合衛生センター (甲賀市水口町水口 6677)	R1.10.18	2.7	
3	彦根市清掃センター (彦根市野瀬町 279-1)	R1.11.28	1.4	
4	湖北広域行政事務センタークリスタルプラザ (長浜市八幡中山町 200)	R1.11.7	0.98	

注3：平成12年1月15日において現に設置され、または設置の工事がされていた廃棄物焼却炉（旧炉）において生じたばいじんについては、セメント固化や薬剤処理等により適正に処理されている場合、基準は適用されません。

注4：表に記載されている事業場名称および所在地は、公表日現在。